

教職課程認定申請の手引き

(教員の免許状授与の所要資格を得させる
ための大学の課程認定申請の手引き)

(令和8年度開設用)

<別冊>

文部科学省総合教育政策局
教育人材政策課

得させるための適当と認める大学の課程（以下「認定課程」という。）に関しては、この章の定めるところによる。

第二十条 文部科学大臣は、免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二に規定する科目の単位の修得に関し、大学の課程が教育課程、教育研究実施組織、教育実習並びに施設及び設備について、免許状授与の所要資格を得させるための課程として適当であることを当該科目に係る免許状の種類（中学校及び高等学校の教員の免許状にあつては免許教科の種類を、特別支援学校の教員の免許状にあつては特別支援教育領域の種類を含む。以下この章において同じ。）ごとに、認定するものとする。ただし、第四条第三項及び第五条第三項に規定する課程（次項において「教職特別課程」という。）にあつては専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得させるための課程（当該課程において専修免許状授与の所要資格を得ることができる者は、免許法別表第一の専修免許状の項に係る所要資格のうち各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等以外の科目の最低単位数は既に修得している者に限る。）について、特別支援教育特別課程にあつては一種免許状授与の所要資格を得させるための課程について認定するものとする。

2 前項ただし書の規定による認定は、教職特別課程にあつては中学校又は高等学校の教諭の一種免許状に係る認定課程を有する大学、特別支援教育特別課程にあつては特別支援学校教諭の一種免許状に係る認定課程を有する大学に限り行うものとする。

第二十一条 前条の規定により課程の認定を受けようとする大学の設置者は、認定を受けようとする課程について、次の事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、大学設置基準第四十三條第一項、大学院設置基準第三十一條第二項、専門職大学設置基準第五十五條第一項、短期大学設置基準第三十六條第一項、専門職短期大学設置基準第五十二條第一項又は専門職大学院設置基準第三十二條第二項に規定する共同教育課程（以下この項及び次条第五項において単に「共同教育課程」という。）について課程の認定を受けようとする場合は、当該共同教育課程を編成するすべての大学の設置者が申請書を提出しなければならない。

- 一 大学及び大学の学部の名称
- 二 大学の学科、課程若しくはこれらに相当する組織、大学の専攻科又は大学院の研究科の名称
- 三 免許状の種類
- 四 学生定員
- 五 教育課程
- 六 教員の氏名、職名、履歴、担任科目及び教員種別
- 七 教育実習施設に関する事項
- 八 学則
- 九 その他大学において必要と認める事項

2 大学の設置者は、前項第五号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ文部科学大臣に届け出なければならない。

第二十一条の二 文部科学大臣は、認定課程を有する大学のうち、教員の養成に係る教育研究上の実績及び管理運営体制その他の状況を総合的に勘案して、認定課程を有する他の大学の認定課程の改善に資する教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものを、その申請により指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）をしたときは、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

- 一 指定大学の名称
- 二 当該指定大学を指定した日
- 三 当該指定大学を指定した理由

3 文部科学大臣は、指定大学について指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定大学について指定を取り消すものとする。

4 第二項の規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。

第二十二条 認定課程を有する大学は、免許状授与の所要資格を得させるために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成しなければならない。

2 免許法別表第一備考第八号及び別表第二備考第四号に規定する文部科学大臣が指定する短期大学の専攻科は、前項の規定にかかわらず、一種免許状に係る科目の単位数から二種免許状に係る科目の単位数を差し引いた単位数について修得させるために必要な授業科目を開設しなければならない。

3 認定課程を有する大学は、大学設置基準第十九條の二第一項（大学院設置基準第十五條において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一條第一項、短期大学設置基準第五條の二第一項、専門職短期大

2. 各科目の名称例について

○ 教科及び教職に関する科目

※印は、幼稚園教諭養成課程と保育士養成課程の科目を併せ行う場合の科目名称例を示す。

教育職員免許法施行規則に定める区分		科目名称例
第2欄 ・教科及び教科の指導法に関する科目 ・領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	幼児と健康
		幼児と人間関係
		幼児と環境
		幼児と言葉
		幼児と表現
	各教科の指導法(情報通信機器の活用を含む。)	国語科教育法
		教科教育法(国語)
		初等教科教育法(国語)
		初等科教育法(国語科)
		社会科・地歴科教育法
		社会科・公民科教育法
		社会科・地歴科指導法
		社会科・公民科指導法
	保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	中等教科教育法(社会・地歴)
		保育内容指導法
保育内容総論		
保育内容指導法(健康)		
保育内容「人間関係」の指導法		
第3欄 教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	領域(環境)の指導法
		教育原論
		教育原理
		教育基礎論
		学校と教育の歴史
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教育学概論
		教職概論
		教職原論
		教職論
		教職入門
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	※ 保育者論
		教育行財政
		教育行財政論
		教育制度論
		学校制度論
		学校の制度
		教育の制度と経営
		教育行政学
		教育社会学
		学校教育社会学
		教育経営論
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程
	心身の発達と学習過程	
	学習心理学	
	学校教育心理学	
	学習・発達論	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	発達心理学
特別支援教育概論		
特別支援教育総論		
特別支援教育入門		
特別の教育的ニーズの理解とその支援		
特別のニーズ教育の基礎と方法		
※ 特別支援教育・保育概論		
※ 特別支援教育概論(障害児保育を含む)		
※ 特別な支援を要する子どもの理解と支援		

教育職員免許法施行規則に定める区分		科目名称例	
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論
			教育課程編成論
			カリキュラム論
			教育課程総論
			教育課程の意義と編成
			※保育カリキュラム論
		※保育・教育課程論	
		※教育・保育課程論	
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育の理論と実践
			道徳教育の理論と方法
			道徳教育指導論
			学校教育における道徳指導
			道徳教育の指導法
		総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法
			総合的な学習の指導法
			総合的な学習の理論と方法
			総合的な探究の時間の指導法
		特別活動の指導法	特別活動論
			特別活動の指導法
			特別活動の理論と方法
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育の方法と技術
		教育の方法及び技術	教育方法論
			教育方法学
			教育方法の理論と実践
			教育方法・技術論
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	情報通信技術の活用
			情報通信技術活用論
			教育とICT活用
			ICT活用の理論と方法
			ICT活用の理論と実践
			教育におけるICT活用
			教育現場でのICT活用
生徒指導の理論及び方法	生徒指導論		
	生徒・進路指導論		
	生徒指導の理論及び方法		
	生徒指導の理論と方法		
幼児理解の理論及び方法	幼児理解		
	幼児理解の理論と方法		
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談		
	教育相談の基礎		
	教育相談の基礎と方法		
	教育相談の理論と方法		
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	進路指導論		
	進路指導		
	進路指導・キャリア教育の理論と方法		
第5欄	教育実践に関する科目	事前及び事後の指導	事前及び事後の指導
			教育実習指導
		教育実習	教育実習Ⅰ～Ⅳ
		学校体験活動	学校体験活動
			学校インターンシップ
		教職実践演習	教職実践演習(幼稚園)
			教職実践演習(中・高)
			教職実践演習(養護教諭)
	教職実践演習(栄養教諭)		
	※保育・教職実践演習(幼稚園)		

教育職員免許法施行規則に定める区分	科目名称例
栄養に係る教育に関する科目	学校栄養教育法
	学校栄養教育の理論と方法
	学校栄養指導論
	食育指導論
	食育指導の理論と方法
	食育実践論

○特別支援教育に関する科目

教育職員免許法施行規則に定める区分		科目名称例		
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	障害者教育総論		
		障害児教育総論		
		障害者教育概論		
		障害者教育論		
		障害者発達教育論		
		特別支援教育総論		
		特別支援教育概論		
		特別支援教育基礎理論		
		特別支援教育論		
第2欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚障害者の心理・生理・病理	
			視覚障害児の心理・生理・病理	
			聴覚障害者の心理・生理・病理	
			知的障害者の心理・生理・病理	
			肢体不自由者の心理・生理・病理	
			病弱者の心理・生理・病理	
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	視覚障害者教育論
				視覚障害児教育論
				視覚障害者教育課程論
	視覚障害者指導法			
	視覚障害者指導論			
	視覚障害者教育方法論			
	視覚障害教育			
	聴覚障害者教育論			
	知的障害者教育論			
	肢体不自由者教育論			
	病弱者教育論			
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	視覚障害者教育総論		
		聴覚障害者教育総論		
		知的障害者教育総論		
		肢体不自由者教育総論		
		病弱者教育総論		

第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	※ 第3欄の授業科目名称例は、左欄の内容を、必ずしも包括的に表している名称ではなく、現実的な名称例を掲載した。なお、当該科目で扱う領域や内容は、それぞれの講義概要(シラバス)で確認した上で判断することが望ましい。
			重複障害・LD等の心理・生理・病理
			重複障害児等の心理・生理・病理
			言語障害者の心理・生理・病理
			発達障害者の心理・生理・病理
			情緒障害者の心理・生理・病理
			学習障害者の心理・生理・病理
			LDの心理・生理・病理
			学習障害(LD)者の心理・生理・病理
			注意欠陥多動性障害者の心理・生理・病理
			ADHDの心理・生理・病理
			第3欄
重複障害児教育論			
重複障害者教育課程論			
重複障害者指導法			
重複障害者指導論			
重複障害者教育方法論			
重複障害・LD等教育			
発達障害者教育論			
言語障害者教育論			
情緒障害者教育論			
学習障害者教育論			
LD教育論			
学習障害(LD)者教育論			
注意欠陥多動性障害者教育論			
ADHD教育論			
注意欠陥多動性障害(ADHD)者教育論			
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	重複障害者教育総論		
	言語障害者教育総論		
	情緒障害者教育総論		
	学習障害教育総論		
	注意欠陥多動性障害教育総論		
	重複障害等教育総論		
	LD等教育総論		
	第4欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	教育実習
			障害者教育実習
			特別支援教育実習
教育実習事前事後指導			
教育実習指導			
障害者教育実習事前事後指導			
障害者教育実習指導			
特別支援教育実習事前事後指導			
特別支援教育実習指導			

	当するために十分な能力を有する者であると認められない。
111	<p>Q 「直近 10 年以内の教員審査における審査結果を尊重する」とあるが、「直近 10 年以内に教員審査を通過している教員については、教員審査は行わない」あるいは「業績書の提出は必要ない」と同義であると理解してよいか。</p> <p>A 同義ではない。「過去の審査結果を尊重」するが、教員審査は実施するため、直近 10 年以内に教員審査を通過している教員であっても業績書の提出は必要であり、また、課程認定委員会の審査において指摘をされる可能性はあるため、留意いただきたい。</p>
112	<p>Q 業績不足が懸念される場合において、諮問前に業績を追加することは可能か。</p> <p>A 申請書提出後に公刊された業績を追加することはできない。</p>
○その他書類の作成・提出方法について	
113	<p>Q シラバスや業績書を英語で作成してもよいか。</p> <p>A 英語（日本語以外の外国語）で作成する場合においては、併せて日本語訳を添付する必要がある。業績書については、各業績の「概要」欄の日本語訳を記載する。</p>
114	<p>Q 「複合科目」を開設しない場合は、行そのものを削除する必要があるか。</p> <p>A 行を残して空欄とする。</p>
115	<p>Q 「各教科の指導法」を大学において共通開設する場合はどのように記載をするのか。</p> <p>A それぞれの学科の様式において、共通開設欄に「他」と記載し、備考欄（変更届においては履修方法等欄）に開設元の学科等を記載する。（「複合科目」も同様）</p>
116	<p>Q 学則は、当該学科の開設科目と履修方法が記載された箇所のみで足りるか。</p> <p>A 学則の提出に当たっては、開設科目一覧と履修方法に加えて、「学科等の名称」、「卒業要件」、「入学定員」と「学位の名称」が記載されている箇所以外については省略をすることができる。また、学位規程など、上記を定める規程を学則とは別に設けている場合は、その規程も併せて提出する必要がある。</p>
○変更届について	
117	<p>Q 教職専任教員を変更する場合、変更後の新規追加教員について、担当授業科目を担当するために十分な資質・能力を有する者であるかどうかの審査を受けることになるのか。</p> <p>A 教職課程認定から何年か経過した後には、教員の退職等により、教員変更を余儀無くされることは当然考えられるが、その変更の度に教職課程認定申請時の審査と同様に課程認定委員会において変更内容を審査することは実質不可能である。このため、教員変更にあたっては、教育職員免許法及び同法施行規則、並びに昨今の中央教育審議会等における教員養成を巡る動向に留意しつつ、<u>当該担当教員が、教職課程の各授業科目の内容を教授するに当たって適当な業績を有しているか否かについて、各大学の責任のもと、当初課程認定を申請した際に受けた指摘事項を踏まえて、丁寧に確認することが必要である。</u></p> <p>なお、教員変更にあたっては、施行規則第 21 条第 2 項に基づき、あらかじめ文部科学大臣へ届け出ること（いわゆる「変更届」を提出すること）となっている。様式の体裁も含めて、各大学で確認の上、適時提出すること。</p>
118	<p>Q 教職課程における教職専任教員が、海外研修（サバティカル）や育児休業等の事情により、大学を離れる期間がある場合には、新たに教職専任教員を雇用しなくてはならないのか。また、変更届の提出が必要か。</p> <p>A 海外研修（サバティカル）や育児休業等によって大学を離れる期間がある場合には、必ずしも教職専任教員を新たに雇用することは要しないが、当該期間において、教職専任教員と同等の役目を果たす代替りの教員を大学の責任において確保し、教職課程の運営に支障のないように配慮すること。</p> <p>なお、その際、教職専任教員を新たに雇用する場合や既に配置されている教職専任教員の担当授業科目を追加する場合など、変更届が必要な場合に該当する対応を行うのであれば変更届が必要であるが、そうでない場合には、変更届の提出を要しない。</p>
119	<p>Q いわゆる「旧課程」の科目を「新課程」の科目と併せて行う場合において、変更届の提出は必要か。</p> <p>A 当該年度の在学生在が全て卒業することをもって廃止となる「旧課程」の科目であっても、教育課程の変更を行うのであれば『平成 30 年度以前の教職課程用』の変更届の提出が必要となる。</p>

	<p>なお、旧課程と新課程の科目を併せて行うことは可能だが、当該科目が新課程・旧課程両方において適切な科目名称及び内容であることが前提となるため、各大学等において適切に取り扱うこと。</p>
120	<p>Q 「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の公布及び特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの策定等について（通知）（4文科初第969号 令和4年7月28日付）」において、高等学校教諭普通免許状の授与に必要な科目の単位に含めることが必要な事項等が「総合的な学習の時間」から「総合的な探究の時間」に改められたことに伴い、中高で共通開設をしている授業科目「総合的な学習の時間の指導法」の科目名称を変更する必要があるのか。</p> <p>A 変更する必要はないが、「総合的な探究の時間の指導法」の内容についても学習指導要領に照らして適切に扱うこと。また授業科目名称を「総合的な学習（探究）の時間の指導法」等と変更する場合には変更届を提出すること。</p>
121	<p>Q 単位数の変更を伴わず、授業科目1単位あたりの時間や授業回数や授業科目の開講時期を変更しようとする場合、教職課程の各科目について、変更届を提出する必要があるのか。</p> <p>A 届出を必要とする変更にあたらないため、変更届の提出は不要である。 【参照】教職課程認定の手引き（令和8年度）＜本体＞I3（2）</p>
122	<p>Q 教職課程認定審査の確認事項1（1）③及び④に規定する「従前の学科等の教職課程と概ね同一である」とあるが、「概ね同一」とはどの程度を指すか。</p> <p>A 学科等の改組については大学によって状況が異なるため総合的な判断になるが、学科等の廃止及び新設により、従前の学科等と比較して半数を上回るような授業科目数や教職専任教員数の変更がある場合は概ね同一とは言いがたい。</p>
<p>○教職課程を置く大学における事務等について</p>	
123	<p>Q 教員免許状の授与を受けるために、授与権者（都道府県教育委員会）へ提出する授与申請書類のうち、大学が作成する「学力に関する証明書」において、「教科に関する専門的事項」の各科目の「一般的包括的な内容」を有する科目を修得しているかどうかをどのように記載すればよいのか。</p> <p>A 授与権者が、大学の授業科目のうちどれが「一般的包括的な内容」を有する科目であるかを知るためには、大学に照会しない限り特定できないため、大学が作成する「学力に関する証明書」において、該当する科目に○や下線を付して記載するなど、表記を工夫してほしい。</p>
124	<p>Q ホームページ上に学力に関する証明書の記載例が掲載してあるが、このとおりに作成しなければならないのか。</p> <p>A ホームページ上に掲載してある「学力に関する証明書」は、あくまで記載例であるため、必ずしもこのとおりに作成する必要はない。 ただし、施行規則に規定されている文言は原則として「学力に関する証明書」に全て記載した上で作成することが必要である。ただし、適宜項目の追加等を行うことは構わない。また、大学の所在する都道府県教育委員会をはじめ、各都道府県教育委員会の定める授与申請手続きに則って書類を作成すること。</p>
125	<p>Q 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目について、大学において証明をしなければならないのか。</p> <p>A 教育職員免許法第7条に基づき、教職課程の有無に関わらず、大学（文部科学大臣の指定する教員養成機関、並びに文部科学大臣の認定する講習及び通信教育の開設者を含む。）は、希望者に対して学力に関する証明書を発行しなければならない。</p>
126	<p>Q 課程認定を受けるには、教職課程認定基準に定める必要教職専任教員数を満たさなければならないが、やむを得ない事由により、急遽、教職専任教員が退職し、基準に定められている必要教職専任教員数を満たさなくなる場合が生じた際にはどうすればよいのか。</p> <p>A 教職課程認定基準に定める必要教職専任教員数を満たすように、速やかに教職専任教員を補充すること。また、補充までの期間に空白がないように努めることはもとより、空白期間が生じるとしても、当該教職課程の実施において支障のないようにすること。なお、兼任教員を補充するのみで対応するなど、恒常的に必要教職専任教員数を満たさない状況を作らないこと。</p>

No.	掲載／最終更新日	質問事項	カテゴリ	回答
431	7/21	再課程認定の手引きでは、学部・学科を改組し届け出により設置する場合（教職課程認定審査の確認事項1（1）③該当）は9月末日までに所定の書類を提出した上で課程認定審査委員会の審査を受けることとあるが、所定の書類とは手引きP6の「（1）必要提出書類」をさすのか。	⑩提出書類	手引き（平成30年度開設用）の掲載の変更届の様式による。
432	7/21	手引きP2に「教育課程、教員組織のみを変更する場合」とあるが、法改正に伴う変更がこの対象になるという理解でよいか。	⑩提出書類	併せて、通常の変更届による変更も含まれる。
433	7/21	「教育実習」及び「教職実践演習」の担当教員が専任教員持ち回りで毎年交代する場合、全ての教員を記載する必要があるのか。	⑩提出書類	御質問のとおり。
434	7/21	「教育上の能力に関する事項」や「職務上の実績に関する事項」は、過去10年以内（平成20年4月～申請書記載日まで）の担当授業科目に関連する事項のみを記載する理解でよいか。	⑩提出書類	○「教育上の能力に関する事項」や「職務上の実績に関する事項」については、10年以内に限定されない。 ○「担当授業科目に関する研究業績等」については、従前どおり10年以内の業績の記載となる。
435	7/21	これまで、課程認定を取り下げられる場合は、取り下げを行う年度の前年度中に報告することとなっていたが、平成31年度から認定を取り下げられる教職課程については、再課程認定申請は不要であり取下届の提出も不要なのか。	⑩提出書類	○平成31年度から認定を取り下げられる教職課程については、平成29年度末に提出する再課程認定申請書の様式第2号（概要）にその旨記載する。 ○再課程認定申請を行わないことにより、既存の教職課程は平成30年度末をもって自動的に取下げとなるため、取下届の提出は不要である。 ○有している教職課程を全て取り下げるため、再課程認定申請を一切行わない場合においては、書類の提出をすることなく自動的に全ての教職課程が取下げとなる。
436	7/21	直近10年以内（平成20年度～平成29年度）の教員審査における審査結果を尊重するとあるが、該当教員については、申請書にどのように記載すれば良いのか。	⑩提出書類	手引きP56を参照。
437	7/21	科目の授業内容の一部を変更するのみの場合は、新規開設に該当しないとあるが、15回で30時間実施している授業科目について、1回当たりの時間数を増やして、14回で30時間へ変更した場合も一部の変更と解釈してよろしいか。	⑩提出書類	○授業回数の変更により授業計画の全体を再構成することとなり、授業科目の廃止／新設に該当すると解されるため「授業計画の一部を変更する場合」には該当しない。 ○なお、授業科目を新設する場合において、新旧で担当教員に変更がない場合においては「授業計画の一部を変更」の場合と同様に、業績書等の提出は不要となる。（詳細は手引きP7～20を参照）
438	7/21	開設授業科目の内容の一部変更に伴い、単位数を2単位から1単位とする場合は、「※科目の名称及び授業内容の一部を変更する場合」に該当するか。	⑩提出書類	○単位数の変更に伴い、授業計画に大幅な変更が行われていると解されるため「授業計画の一部を変更する場合」には該当しない。 ○なお、授業科目を新設する場合において、新旧で担当教員に変更がない場合においては「授業計画の一部を変更」の場合と同様に、業績書等の提出は不要となる。（詳細は手引きP7～20を参照）
439	1/9	平成30年度以降の入学生から課程認定を取り下げようとしている課程がある場合、通常どおり平成29年度末に『課程認定取下届』を提出し、かつ、平成29年度末提出の再課程認定申請書においては、同課程は対象外として記載しない、という理解でよいか。	⑩提出書類	手引きP20の「記載内容の基準時点」において教職課程が既に取り下げられている場合においては、当該課程は記載の必要はない。
440	8/4	再課程認定後、完成年度を迎えるまでは教育課程及び教員組織に変更を加えることはできないとされているが、教員組織の中には非常勤講師も含まれるのか。	⑩提出書類	含まれると解する。 再課程認定の申請時点においては、完成年次までに開設する科目の担当教員を記載することが必要。 その際、 ○完成年次までの間に退職等が予定されている教員の後任まで既に決定している場合には、後任も含めて記載。 ○退職等が未定である場合又は後任が決定していない場合には、担当する科目の開設初年次の担当教員を記載し、それ以後の専任教員の後補充については、変更届を提出。
441	8/4	平成31年度から課程認定を取り下げる場合、通常は平成30年度中に課程認定取下届を提出するが、平成31年度についてのみ、再課程認定申請を行わないことで自動的に取下げとなり、取下届の提出は不要になるという理解でよいか。	⑩提出書類	御質問のとおり。
442	8/4	教科に関する専門的事項に他学科開設科目を充てる場合で、専任教員のみなしを行わない場合は、「履修方法等」欄に開設学科等の名称を記載する必要があるのか。	⑩提出書類	みなしを行わない場合においても、開設元学科は記載する必要がある。
443	8/4	新旧対照表の各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）について、他学科と共通開設している場合のみ「他」を記載する理解で間違いないか。同名称科目でも複数開講し、単一学科に適用している場合は「他」の記載は不要と理解してよいか。	⑩提出書類	御質問のとおり、自学科のみで開設している場合は「他」の記載は不要。
444	8/4	「2回目以降に記載する専任教員」については、氏名を括弧書きで記載することとなっているが、専任教員を置くこととなっている科目区分が設定されているため、当該科目区分に専任教員を置いていることがわかるよう、必要に応じて、1回目の記載を括弧書きとし、2回目以降の記載において括弧なしの記載としてよいか。	⑩提出書類	構わない。
445	8/4	シラバス掲載ページを記載する際に、シラバスが複数ページにわたる場合、「p. ●-●」のように記載するのか、それとも、当該科目シラバスの最初のページ数を記載すればよいか。	⑩提出書類	「p. ●-●」のように記載する。
446	8/4	平成30年度末に課程認定を取下げようとする場合において、再課程認定申請書の様式第2号にその旨を記載することが必要とのことだが、取下届はいつ提出する必要があるのか。	⑩提出書類	平成31年度以降の教職課程は再課程認定により開始となるため、既存課程を平成31年度から取り下げる場合には取下届の提出は必要ない。 ※過去回答の一部において上記部分と異なる回答をしている箇所があったため修正を行っている。（8/4）

教職課程認定申請の手引き

(教員の免許状授与の所要資格を得させる
ための大学の課程認定申請の手引き)

(令和4年度開設用)

文部科学省総合教育政策局
教育人材政策課

○施行規則第66の6に定める科目

教育職員免許法施行規則に定める科目	同規則に定める単位数	科目名称例
日本国憲法	2単位	法学(日本国憲法)
		日本国憲法
		国のしくみ(日本国憲法)
		日本の憲法
		暮らしのなかの憲法
体育	2単位	体育実技A~D
		基礎専門体育 I, II
		体育 I
		体育実技
		スポーツA, B
		基礎体育
		生涯スポーツ
		フィットネススポーツ
		身体運動論
		体育一般
		バレーボール
		サッカー
外国語コミュニケーション	2単位	英語 I, II
		英会話A~D
		中国語会話A, B
		ドイツ語会話A, B
		実用英語コミュニケーション
		外国語コミュニケーションA, B
		英語V(英会話集中研修)
		オーラルイングリッシュ
		オーラルコミュニケーション
情報機器の操作	2単位	情報処理
		情報処理演習 I, II
		パソコン演習
		情報処理入門
		情報とコンピュータ
		情報機器演習
		情報技術
		情報リテラシー
		PC技法演習
		教職コンピュータ基礎
		コンピュータ・リテラシー
		情報基礎
		コンピューター・実習
		情報メディア演習
情報 I		